

## 序章 環境トピックス

道では、「北海道環境基本条例」に基づき、よりよい環境を未来に引き継ぐための基本的な計画として、平成10年（1998年）に「北海道環境基本計画[第1次計画]」を策定、その後、平成20年（2008年）に第2次計画を、令和3年（2021年）には施策の方向の見直しなどを行い、第3次計画を策定しました。

これらの計画の下、各種施策を講じてきたことにより、大気環境や河川の水環境は概ね良好な状態が保たれ、知床世界自然遺産などすぐれた自然が残されているなど、順調に推移している分野がある一方で、地球温暖化やプラスチックごみによる海洋汚染、野生生物とのあつれきの発生などといった様々な課題も残されています。

本章では、こうした課題解決に向けて道が進めている主な取組と、令和5年（2023年）4月に札幌市で開催されたG7 気候・エネルギー・環境大臣会合に関する取組を紹介します。

### ＝ 1 ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組について ＝＝

#### （1）北海道地球温暖化防止対策条例の改正について

北海道地球温暖化防止対策条例は、平成20年（2008年）に開催された北海道洞爺湖サミットを契機として、地球温暖化を克服し、環境と調和した持続的に発展することができる社会の実現を目指し、平成21年（2009年）に制定されました。

その後、国内外でカーボンニュートラルの実現に向けた動きが急速に高まり、国は令和3年（2021年）6月、地球温暖化対策の推進に関する法律を改正し、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すこととしました。

道では、令和2年（2020年）3月、知事が2050年までに温室効果ガスの排出量の実質ゼロを目指すことを国に先駆けて表明し、地球温暖化対策の推進によりゼロカーボン（温室効果ガスの排出量と森林等の吸収量の均衡が保たれていること）が実現されるとともに、環境の保全、経済の発展及び道民生活の向上が図られた持続可能で活力あふれる北海道である「ゼロカーボン北海道」の実現に向け取り組むことを決意し、令和5年（2023年）3月に条例が改正され、4月から一部を除き、施行されました。

「ゼロカーボン北海道」を実現するためには、道民、事業者、市町村など全ての関係者と今後の取組の方向性を明確にする必要があることから、条例に基本理念を新たに設けるとともに、道の責務規定を追加・拡充したほか、事業活動に伴う排出削減を促進するため、自動車運送事業者の報告対象の拡大や事業者が利用しやすい簡易報告制度を創設しました。また、省エネ建築物の普及や地域資源を活用した再生可能エネルギーの利用の促進、ブルーカーボンや道産木材の利用促進などの吸収源対策、さらに、カーボン・オフセットの推進など新たな規定を設け、様々な分野での取組の促進を図ることとしています。

また、事業活動で多くの温室効果ガスを排出する特定事業者を対象に、排出削減などの取組を計画的に実践していただくための計画書等の提出を求めるほか、中小・小規模の事業者においても一層取り組んでいただけるよう「ゼロカーボン・チャレンジャー」制度の拡充を図るなど、今後とも、「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、条例に基づく取組を推進していきます。

1

条例改正のポイント

POINT  
1

「目的」の拡充・強化と「基本理念」の新設

ゼロカーボン北海道の実現について、条例に明確に位置づけました

目的 第1条

- 各取組の基本となる基本理念
- 道・事業者・道民・観光旅行者等の責務
- 道の施策の基本事項

地球温暖化の防止に貢献するゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進し、道民の健康で文化的な生活の確保及び人類の福祉に寄与

基本理念 第2条の2

ゼロカーボン北海道の実現に向けた各取組の方向性の明確化

- ✓ 関係者の積極的な参加と密接な連携
- ✓ 環境の保全、経済の発展、生活の向上の統合的な推進
- ✓ 再エネや森林などの地域資源の有効活用



POINT  
2

道の責務規定の拡充・強化

道の果たすべき役割を責務規定に拡充・強化しました

道の責務 第3条

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合的・計画的な施策の策定、実施</li> <li>○ 国・市町村・事業者・道民との連携・協働</li> <li>○ 市町村・事業者・道民・各団体の取組を支援</li> <li>● 事業者・道民の行動変容等の促進</li> <li>● 専門的な知識や技術を有する人材の育成</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査研究・技術開発の促進、産業育成・振興</li> <li>● 地球温暖化に関する教育の推進</li> <li>● 分かりやすい情報の提供</li> <li>○ 優先した施策の実施</li> </ul> |
|--|--|

(※ ● 新規・拡充事項)

POINT  
3

各分野の取組に係る規定の拡充・強化

ゼロカーボン北海道の実現に向けて、より一層の排出量の削減や再エネ・吸収源の取組を推進するため、各分野における規定を拡充・強化しました

(2) 「ゼロカーボン・チャレンジャー」制度について

令和4年(2022年)4月から、道では、「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、道内の事業所を対象に温室効果ガス排出量削減に資する取組を宣誓し、実践いただく「ゼロカーボン・チャレンジャー」の募集を開始しており、令和5年(2023年)3月現在で616事業所に登録いただいています。

登録いただいた事業所の皆様には、下記の14の取組項目のうち、「北海道地球温暖化対策推進計画で掲げる道の目標の達成に貢献する取組の率先実施」と「温室効果ガス排出量の算定と道への報告」のほかに1項目以上の取組を宣誓して実践いただき、翌年の6月末までにそれらの取組状況をオンラインで報告していただくこととしています。

道は、事業所から報告のあった取組状況をとりまとめ、他の事業所に見本となる取組を道のウェブサイト上で情報提供し、温暖化防止に寄与する取組の普及を図るとともに、制度に取り組んでいただいた事業所には、これまで実施していた道発注公共工事の競争入札参加資格審査での加点措置などに加え、令和5年(2023年)4月から中小企業総合振興基金による低利融資制度の優遇措置の拡充や道が実施するプロポーザル審査における加点措置などを新たに位置づけ、取組の意欲喚起を図り、道内事業所のさらなる取組の促進を目指しています。

## ■ゼロカーボン・チャレンジャーの取組項目

## 取組項目

- |  |                                  |
|--|----------------------------------|
| (1) 北海道地球温暖化対策推進計画で掲げる道の目標の達成に貢献する取組の率先実施 (必須) | (6) トラック輸送の共同化など物流効率化            |
| (2) 温室効果ガス排出量の算定と道への報告 (必須)                    | (7) 施設の新築、改築の際の ZEB 化            |
| (3) テレワークなど ICT の活用による事務所の省エネや移動に伴う CO2 の排出抑制  | (8) 電気自動車や燃料電池車の導入               |
| (4) 工場、事業場における省エネ型生産機械等の導入                     | (9) 風力や太陽光など再生可能エネルギー由来電力の調達     |
| (5) 設備のエネルギー使用を効率的に管理するエネルギーマネジメントシステムの導入      | (10) バイオマスや地中熱などの再生可能エネルギーによる熱利用 |
|  | (11) 使い切りプラスチック製品の使用抑制、適正処分      |
|  | (12) 敷地内緑化の取組                    |
|  | (13) 植樹などの森林整備、保全活動              |
|  | (14) 従業員への環境教育や人材育成の実践           |

## ■道ホームページでの PR 例

## 風力や太陽光など再生可能エネルギー由来電力の調達

電光掲示板にソーラーパネルを設置し、発電によって得られた電力を活用することで燃料の使用量を削減した。



## 植樹などの森林整備、保全活動

植樹などの森林整備、保全活動

地球温暖化防止に向けた森林環境保全に取り組んでいます。

- ・社有林の植樹及び維持（草刈り等）
- ・他主催の植樹への参加



## ＝ 2 動物愛護管理センターに係る取組について ＝

犬猫の引取業務については、これまで各（総合）振興局と保健所が連携しながら実施していましたが、令和元年（2019年）に改正された動物愛護管理法において、都道府県等が果たす動物愛護管理センター（以下「センター」という。）の機能が新たに定められたほか、現在の道の体制や収容施設では、今後、国が示す施設の管理指針に適合しないこと、災害発生時などにおける緊急収容が困難であることなどの課題に対応するため、令和3年（2021年）に「北海道における動物愛護管理業務のあり方」を取りまとめました。

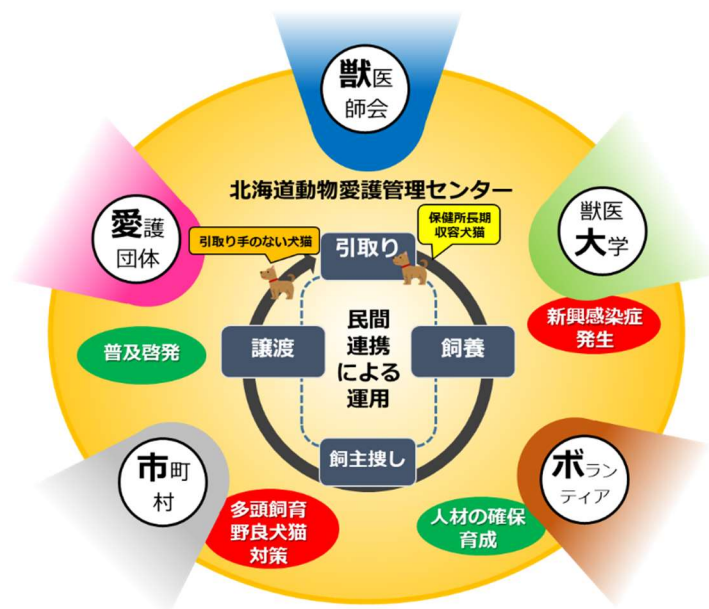
さらに令和4年（2022年）には、「動物愛護管理センター運用体制検討会議」を設置し、本道の広域的な地理特性に応じ効果的に機能するセンターの運用体制の検討を行うとともに、道央、道東地区において、保健所で一定期間収容された犬猫の搬送や飼養、新しい飼主さがしによる犬猫の譲渡など、民間事業者への委託による実証事業を行いました。

検討会では、実証事業を通じて得られたセンターの運用上の課題や、関係団体との連携可能な業務について確認するとともに、センターの配置（道央・道東・道北・道南）や、道央地区に基幹的

な役割を持たせるなど運用の方向性について整理を行いました。

これを受けて、道では、令和5年度（2023年度）に、動物愛護管理センターを開設し、保健所で一定期間収容された犬猫の飼養や譲渡を行うほか、市町村、獣医師会、獣医大学、動物愛護団体など関係機関と協働のもと、譲渡が進まない犬猫の引取りや獣医療を提供するなど、センターの着実な運用を図ることにより、動物の命を尊重し、人と動物が共生する社会の実現に向けた取組を進めていきます。

■北海道動物愛護管理センター連携体制図



### ＝ 3 G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合に係る 取組について ＝

令和5年（2023年）5月に開催されたG7広島サミットの関係閣僚会合のトップを切って4月15～16日に「気候・エネルギー・環境大臣会合」が札幌市内で開催されました。

札幌市及び道は、この会合の開催に先立ち、令和4年（2022年）12月に、民間団体とともに構成される「G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合実行委員会」を設立し、開催機運醸成に向けた様々な事業を実施しました。

令和5年（2023年）2月1日に札幌市長や知事も出席し、札幌駅前地下歩行空間でカウントダウンモニュメントの除幕式を行いました。

2月12日に上川町（層雲峡）で「ゼロカーボンとこれからのライフスタイル～住宅、交通、観光、防災はどう変わる～」と題し、また、同25日に洞爺湖町で「未来に向けたゼロカーボンの可能性～水素等の新しい技術への挑戦を考える～」をテーマに「G7ゼロカーボンミーティング」をそれぞれ開催し、元環境大臣の小泉進次郎衆議院議員、丸川珠代参議院議員からゼロカーボンの推進に向けた取組などについて講演をいただきました。

会合期間中の4月15日に開催された国主催のしセプションでは、次代を担う道内5校の小学生が、脱炭素・環境保全等について、自らができることをまとめた「G7子ども行動宣言」を西村康稔経済産業大臣及び西村明宏環境大臣に直接渡しました。

また、会合に併せて「環境広場ほっかいどう2023」が札幌ドームで開催され、150以上の企

業と団体がそれぞれの環境や SDGs の取組を紹介したほか、道は札幌市とともに大臣会合開催地として「脱炭素社会の未来を拓く北海道・札幌宣言～脱炭素エネルギー基地を目指して～」を発表しました。

こうした気候・エネルギー・環境大臣会合の札幌開催を契機に、道は、市町村や関係機関等とも連携し、多くの方々が環境問題を自らの問題として取り組んでいただくよう、ライフスタイルや事業活動に関わる脱炭素化への取組などの情報を発信し、道民や事業者の皆様の環境に対する意識向上と取組の定着に務めています。

■環境広場ほっかいどう 2023～北海道・札幌宣言～

